

## 変更届提出書類一覧(居宅介護支援)

	事業者(運営法人)			事業所		管理者	介護支援専門員					電話番号 FAX番号	★営業日、営業時間	★利用料金	★専用区画	★通常の実施地域	
	名称	所在地	代表者	★名称	★所在地		増員	減員	増減	兼務状況	氏名						
変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請書付表				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
土地・建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類(法人が所有する場合)※1 賃貸借契約書(賃貸借契約による場合)※1					○												
直近の登記事項証明書 ※1	○	○	○														
勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)						○	○	○	○	○			○				
資格証等 ※1 ※2						○	○		○		○						
介護支援専門員の氏名及びその登録番号(参考様式6)						○	○	○	○								
事業所(施設)の平面図(参考様式2)					○											○	
運営規程	△	△	△	○	○	△	○	○	△	○		△	○	○			○
重要事項説明書	△	△	△	○	○	○	○	○	△	○		△	○	○			○
新旧対照表(運営規程・重説)	△	△	△	○	○	△	○	○	△	○		△	○	○			○
料金算出根拠資料																○	
その他知多北部広域連合が必要と認めるもの ※3	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※1 写しを提出。(原本証明不要)

※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。

※3 該当事業者へ個別に案内します。

### 【アイコン説明】

★…変更届前に事前相談があるもの。

○…必ず提出が必要な書類。

△…変更する場合に必要な書類。

変更届提出書類一覧(地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業)

	事業者(運営法人)			事業所		管理者	有資格者 ※7	その他職員 ※7 ※8	電話番号 FAX番号	★営業日、営業時間	★利用料金	★専用区画	★利用定員	★通常の実施地域	運営推進会議の構成員 ※9	協力医療機関の変更 ※5
	名称	所在地	代表者	★名称	★所在地											
変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請書付表				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
土地・建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類(法人が所有する場合)※1 賃貸借契約書(賃貸借契約による場合)※1					○											
直近の登記事項証明書 ※1	○	○	○													
勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)						○	○	○		○			○			
開設者研修の修了証 ※1					※4											
資格証等 ※1 ※2						△	○	△								
介護支援専門員の氏名及びその登録番号(参考様式6)							△									
事業所(施設)の平面図(参考様式2)					○							○	○			
居室面積等一覧表(参考様式7)					※5							△				
設備等一覧表(参考様式3)					※6							△				
運営規程	△	△	△	○	○	△	○	○	△	○	○		○	○		△
重要事項説明書	△	△	△	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○		△
新旧対照表(運営規程・重説)	△	△	△	○	○	△	○	○	△	○	○		○	○		△
料金算出根拠資料											○					
運営推進会議の構成員(参考様式8)															○	
協定書、連携契約書 ※1																○
その他知多北部広域連合が必要と認めるもの ※3	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※1 写しを提出。(原本証明不要)

※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。

※3 該当事業者へ個別に案内します。

※4 【対象サービス】認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護。

※5 【対象サービス】小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護。

※6 【対象サービス】地域密着型サービス、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA。

※7 有資格者及びその他職員に係る変更の届出については、加算算定のための体制に影響のない場合、その都度変更内容を届け出る必要はありません。

詳細は、「地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業各種届出時の注意事項」をご確認ください。

※8 「その他職員」とは、管理者及び有資格者以外の者(介護職員、介護従業者、訪問介護員等)のことを言います。

※9 【対象サービス】地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く。)

【アイコン説明】

★…変更届前に事前相談があるもの。

○…必ず提出が必要な書類。

△…変更する場合に必要な書類。

「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日 2	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自)  月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更(要支援 要支援 ) ・区分変更(事業対象者 要支援)	変更日
		・区分変更(要介護 要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)( 1 ) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居( 1 )	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除( 1 )	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所( 1 )	退所日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・区分変更(要支援 要支援 ) ・区分変更(事業対象者 要支援)	変更日
		・区分変更(事業対象者 要介護) ・区分変更(要支援 要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)( 1 ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居( 1 )	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始( 1 )	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所( 1 )	入所日の前日
・公費適用の有効期間終了	終了日		
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。( 1 ) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。	-	